

平成19年度決算における 健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずること等により、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうちいずれかが、早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上の場合には財政再生計画を、定めなければなりません。また、資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

【健全化判断比率】

平成20年11月に、由比町と合併したため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定に基づき、健全化判断比率の再算定を行いました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市（合併後）	—	—	11.2	107.4

<参考 合併前の健全化判断比率>

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市（合併前）	—	—	11.2	108.2
旧由比町	—	—	10.8	51.5

◎ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す指数で、正の数値は、赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

（早期健全化基準） 11.25% （財政再生基準） 20.00%

◎ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を示す指数で、正の数値は、赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

（早期健全化基準） 16.25% （財政再生基準） 30.00%※

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられております。

（H20決算：40.00% → H21決算：40.00% → H22決算：35.00% → H23決算：30.00%）

◎ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す指数で、平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、元利償還金の水準を計る指標として実質公債費比率が用いられてきましたが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、算定方式が変更されました。

（早期健全化基準） 25.00% （財政再生基準） 35.00%

なお、この指標が18%以上の団体については、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となります。

◎ 将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方公社や第三セクター等の負債を含む）の標準財政規模に対する比率を示す指数で、ストック（負債等）の状況を表しています。

（早期健全化基準） 400.00%

【資金不足比率】

平成20年11月に、由比町と合併しましたが、法令等に再算定の規定がないため、両市町の資金不足比率を併記しております。

	水道 事業会計	病院 事業会計	下水道 事業会計	簡易水道 事業会計	清掃工場発電 事業会計	中央卸売 市場事業会計	農業集落 排水事業会計
静岡市	—	—	—	—	—	—	—

	上水道 事業会計
旧由比町	—

公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率を示す指数で、正の数値は、赤字の割合を示します。資金不足がない場合は、「—」が表示されます。

(経営健全化基準) 20.00%

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第6項の規定に基づき、算定の基礎となる資料を財政局財政部財政課（静岡市役所静岡庁舎10階）に備え置きます